

職員による



防災夜間参集訓練

・・・防災訓練は 企業の義務
速やかに関係機関への通報訓練・・・



施設サービス課 木口良輔

消防法第 36 条（防災管理定期点検報告）により大規模建築物や施設に於いて **防災管理業務の実施が義務付けられており、法令により年 2 回の防災訓練**を実施しています。防災訓練は 企業の義務として速やかに関係機関に通報する訓練。第 1 回目として、令和 7 年 11 月 10 日夜間に緊急通報装置作動による職員への通報及び参集訓練を行いました。

今回、総合訓練（通報・初期消火・避難）はもとより、BCP（災害が起こった後でも業務を継続する為の計画）について検討するため、集まった職員に“**災害後、停電している中で利用者の方々が避難している**”事を想定し、**暗闇の中で必要物品を集めてくる**といった**検証**を行いました。**「何が重要か？」**を考え**暗闇の中で探す事は大変**であり、電気のありがたさを改めて感じました。しかし、実際に災害が起こると、それ以上の不便さに陥るかもしれません。**普段から災害について検討し、訓練する事で災害時でも対応できる施設になるよう取り組んでいきたい**と思います。

令和 7 年 9 月、あさぎりむつみ荘は **災害発生時における地域福祉避難所** として、**明石市と協定を締結**。災害発生時には「市内在住の要介護・要支援者」の避難者を 7 名受け入れることになりました。明石市では南海トラフ地震を想定し、福祉避難所設置を強化中で、24 施設(515 人)から 36 施設(714 人)に拡大中で、災害時には支援・協力をします。

この日問う 命と住まい 守とは
徒歩遍路 重い荷背負い 雨の中
変わらない 日常こそが 愛おしい

令和 8 年 1.17

